



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	4
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定 (特定非営利活動法人 神戸アイライト協会)	行財政局税務部市民税 企画課	6
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(有瀬下 自治会)	地域協働局地域活性課	7
告示	神戸市都市景観条例による神戸市指定景観資源の指定(橋 乃家本館)	都市局景観政策課	8
告示	神戸市都市景観条例による神戸市指定景観資源の指定(鳥 原貯水池)	都市局景観政策課	9
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	11
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	12
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	13
公告	大規模小売店舗立地法第6条第5項による届出(ダイエー新 在家店)	経済観光局経済政策課	14
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(御影クラッ セ)	経済観光局経済政策課	15
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(三井アウト レットパークマリンピア神戸)	経済観光局経済政策課	20
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(NMF神戸 名谷ビル)	経済観光局経済政策課	28
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(イオンつくし が丘店)	経済観光局経済政策課	30
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(G-7モー ル北神戸)	経済観光局経済政策課	32
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(クロスモー ル須磨)	経済観光局経済政策課	34
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ソレイユ西 代)	経済観光局経済政策課	36
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ロイヤル ホームセンター伊川谷)	経済観光局経済政策課	38
公告	都市公園の縮小(王子公園)	建設局公園部管理課	40
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第2条第1 項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	41
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(竹の台4丁目地区建築協 定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	42
公告	高尾台・水野町地区まちづくり協定の更新締結	都市局まち再生推進課	43
公告	開発行為に関する工事の完了(西区伊川谷町)	都市局都市計画課	44
水道局	公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定	水道局経営企画課	45
人事委員 会	採用の選考に関する規則等の一部を改正する規則の制定	人事委員会事務局任用 課	46

神戸市告示第263号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 23 条の 2 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年8月26日 神戸市公報第3925号

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月3日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25 台 原動機付自転車 0 台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月7日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 7 台 原動機付自転車 1 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 30 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月10日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月11日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月15日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月16日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月19日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月22日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月24日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 19 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月25日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月26日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 46 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月28日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月31日	

令和7年8月26日 神戸市公報第3925号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月1日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月2日
	兵庫区長期放置	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月7日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月9日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 12 台 原動機付自転車 2 台	令和7年7月11日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月14日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月16日
	兵庫区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月22日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月23日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 14 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月25日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月30日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 1 台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月31日
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 9 台 原動機付自転車 1 台	

神戸市告示第264号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年8月26日 神戸市公報第3925号

別表

自転車等の保管及び 返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子 8 丁目 20 番 19 号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月1日	垂水区福田 5 丁目 6 番 20 号 建設局垂水建設事務所 電話 7 0 7 - 0 2 3 4
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月7日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 1 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 1 台	令和7年7月11日	
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月15日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月22日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年7月28日	
	垂水区管内長期放置	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		

令和7年8月26日 神戸市公報第3925号

神戸市告示第265号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20250004	令和7年8月18日 (令和7年5月20日から令和12年5月19日までに支出された寄附金)	特定非営利活動法人 神戸アイライト協会 理事長 森 一成 神戸市兵庫区水木通2丁目1番9号 中山記念会館内

令和7年8月26日 神戸市公報第3925号

神戸市告示第266号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、有瀬下自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	有瀬下自治会
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の218
代表者の氏名	大田 純
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の218

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 有瀬下自治会

令和6年3月17日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の115	神戸市西区伊川谷町有瀬800番地の5
代表者の氏名	築添 善弘	山本 義友
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の115	神戸市西区伊川谷町有瀬800番地の5

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町有瀬800番地の5	神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の218
代表者の氏名	山本 義友	大田 純
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町有瀬800番地の5	神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の218

令和7年8月26日 神戸市公報第3925号

神戸市告示第267号

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第31条第1項の規定により、次に掲げる建築物を神戸市指定景観資源と指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 名称
橋乃家本館
- 2 所在地
北区有 792 番地

令和7年8月26日 神戸市公報第3925号

神戸市告示第268号

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第31条第1項の規定により、次に掲げる物件を神戸市指定景観資源と指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

烏原貯水池

2 所在地

兵庫区烏原町、千鳥町

令和7年8月26日 神戸市公報第3925号

神戸市告示第269号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
藤田 剛士（さくら 整骨鍼灸院）	藤田 剛士	神戸市中央区筒井町 3 丁目 1 2 番 6 号	令和 7 年 7 月 16 日

令和7年8月26日 神戸市公報第3925号

神戸市告示第270号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
芦田眼科	神戸市北区有野町有野1243-1	令和7年6月30日
若栄クリニック	神戸市中央区花隈町3-3	令和7年6月2日
いのうえ歯科	神戸市垂水区舞子台6丁目10-18	令和7年5月31日
もりの歯科	神戸市西区北別府4丁目14-6	令和7年6月11日
薬局アイファーマシー 妙法寺店	神戸市須磨区妙法寺字竹向693-7	令和7年6月30日

神戸市告示第271号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
医療法人一輝会訪問看護ステーションみさき	(新)神戸市兵庫区切戸町6番3-2号	令和5年6月24日
	(旧)神戸市兵庫区磯之町1番1号	
訪問看護ステーション彩	(新)神戸市北区小倉台1丁目1番1号	令和7年6月17日
	(旧)神戸市北区緑町3丁目1番30号	

令和7年8月26日 神戸市公報第3925号

神戸市告示第272号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
久米おとなこども歯科	神戸市長田区長楽町2丁目3番3号	令和7年7月1日
プランツ薬局	神戸市兵庫区中道通1丁目4番26号	令和7年8月1日
あっぷ深江薬局	神戸市東灘区深江北町2丁目12-17	令和7年6月2日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、法第6条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー新在家店

神戸市灘区新在家北町1丁目22番1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁目1番1	代表取締役 西峠 泰男

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,924.7平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和7年2月15日

6 変更する理由

閉鎖のため

7 届出年月日

令和7年2月10日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年8月26日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

御影クラッセ

神戸市東灘区御影中町3丁目2番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 山口 俊比古	
株式会社パーク・コーポレーション	東京都港区南青山5丁目6番26号7階	代表取締役 井上 英明	
株式会社ヘルスライフ	京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536番地	代表取締役 中平 進也	
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2丁目31番8号	代表取締役 尾田 信夫	
白鶴酒造株式会社	神戸市東灘区住吉南町4丁目5番5号	代表取締役 嘉納 健二	
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	代表取締役 飯島 延浩	
株式会社プロフーズ	岡山市中区平井1162番地1	代表取締役 平田 知之	
株式会社パルグループホールディングス	大阪府中央区道修町3丁目6番1号	代表取締役 井上 隆太	

株式会社ココカラ ファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜 3 丁目 17 番 6 号	代表取締役 塚本 厚志	
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町 2 丁目 26 番地 4	代表取締役 田中 亮	
株式会社ブギーイ ンターナショナル	大阪府中央区安土町 3 丁目 3 番 9 号	代表取締役 中山 善夫	
株式会社エヌディ シージャパン	香川県高松市番町 1 丁 目 6 番 6 号	代表取締役 石井 浩一	
株式会社ハNZ	東京都新宿区新宿 6 丁 目 27 番 30 号	代表取締役 桜井 悟	
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜 町 1 丁目 2 番 1 号	代表取締役 三宅 英木	
楽天モバイル株式 会社	東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号	代表取締役 三木谷 浩史	
ブルーブルーエジ ャパン株式会社	東京都新宿区下落合 2 丁目 17 番 7 号	代表取締役 神山 邦雄	
株式会社チュチュ アンナ	大阪市阿倍野区天王寺 町北 2 丁目 3 番 1 号	代表取締役 上田 崇敦	
株式会社H&S	兵庫県明石市立石 2 丁 目 1 番 34 号ー48	代表取締役 稲田 美枝子	令和 6 年 7 月 31 日 退店
ma テレコム株式会 社	東京都江東区豊洲 3 丁 目 2 番 24 号	代表取締役 柴崎 秀紀	
株式会社L' A p p a r t m e n t K o b e	神戸市東灘区御影塚町 2 丁目 3 番 12ー102 号	代表取締役 濱本 亮平	
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山 10717 番地 1	代表取締役 柚木 治	
株式会社良品計画	東京都文京区後楽 2 丁 目 5 番 1 号	代表取締役 堂前 宣夫	
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷 6 番 56 号	代表取締役 森 裕隆	
株式会社ティーガ イア	東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 1 番 18 号	代表取締役 石田 将人	
株式会社エイトカ ンパニー	神戸市東灘区向洋町中 6 丁目 9 番地	代表取締役 野口 良治	
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町 712 番地 2	代表取締役 金子 真也	

株式会社オリンピア	名古屋市中区平和1丁目6番1号	代表取締役 加藤 通浩	
株式会社赤ちゃん本舗	大阪府中央区南本町3丁目3番21号	代表取締役 味志 謙司	
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実	
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 英介	
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	代表取締役 河合 映治	
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号	代表取締役 木山 剛史	
藤久株式会社	名古屋市名東区高社1丁目210番地	代表取締役 筒井 和宏	
株式会社メトロ書店	長崎市出島町5番2号	代表取締役 川崎 孝	
未定1店舗			

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社阪急阪神百貨店	大阪府北区角田町8番7号	代表取締役 山口 俊比古	
株式会社パーク・コーポレーション	東京都港区南青山5丁目6番26号7階	代表取締役 井上 英明	
株式会社ヘルスライフ	京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536番地	代表取締役 小森 敏史	令和6年1月16日 代表者の氏名変更
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2丁目31番8号	代表取締役 尾田 信夫	
白鶴酒造株式会社	神戸市東灘区住吉南町4丁目5番5号	代表取締役 嘉納 健二	
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	代表取締役 飯島 延浩	
株式会社プロフーズ	岡山市中区平井1162番地1	代表取締役 平田 知之	

株式会社パルグループホールディングス	大阪府中央区道修町3丁目6番1号	代表取締役 松尾 勇	令和6年5月29日 代表者の氏名変更
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜3丁目17番6号	代表取締役 塚本 厚志	
株式会社ジンス	群馬県前橋市川原町2丁目26番地4	代表取締役 田中 亮	
株式会社ブギーインターナショナル	大阪府中央区安土町3丁目3番9号	代表取締役 中山 善夫	
株式会社エヌディシージャパン	香川県高松市番町1丁目6番6号	代表取締役 石井 浩一	
株式会社ハンス	東京都新宿区新宿6丁目27番30号	代表取締役 桜井 悟	
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1丁目2番1号	代表取締役 三宅 英木	
楽天モバイル株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	代表取締役 三木谷 浩史	
ブルーブルーエジヤパン株式会社	東京都新宿区下落合2丁目17番7号	代表取締役 神山 邦雄	
株式会社チュチュアンナ	大阪府阿倍野区天王寺町北2丁目3番1号	代表取締役 上田 崇敦	
株式会社BANK AN わものや	埼玉県上尾市宮本町4番2号	代表取締役 形部 幸裕	令和6年9月25日 入店
ma テレコム株式会社	東京都江東区豊洲3丁目2番24号	代表取締役 柴崎 秀紀	
株式会社L' Apartment Kobe	神戸市東灘区御影塚町2丁目3番12-102号	代表取締役 濱本 亮平	
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柚木 治	
株式会社良品計画	東京都文京区後楽2丁目5番1号	代表取締役 清水 智	令和6年11月23日 代表者の氏名変更
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6番56号	代表取締役 森 裕隆	
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号	代表取締役 石田 将人	
株式会社エイトカンパニー	神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地	代表取締役 野口 良治	

金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町 712 番地 2	代表取締役 金子 真也	
株式会社オリンピア	名古屋市中区平和 1 丁目 6 番 1 号	代表取締役 加藤 通浩	
株式会社赤ちゃん本舗	大阪府中央区南本町 3 丁目 3 番 21 号	代表取締役 味志 謙司	
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号	代表取締役 野口 実	
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町 走熊字七本松 27 番地の 1	代表取締役 江尻 英介	
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚 2 丁目 38 番地	代表取締役 河合 映治	
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1 丁目 48 番 14 号	代表取締役 木山 剛史	
藤久株式会社	名古屋市名東区高社 1 丁目 210 番地	代表取締役 筒井 和宏	
株式会社METRO PLUS	長崎市出島町 5 番 2 号	代表取締役 川崎 孝	令和 5 年 3 月 1 日 吸収合併
未定 1 店舗			

3 届出年月日

令和 7 年 2 月 21 日

4 縦覧期間

令和 7 年 8 月 26 日から令和 7 年 12 月 26 日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号

三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年8月26日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパークマリンピア神戸
神戸市垂水区海岸通 12 番 2

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	所在地
(仮称) 三井アウトレットパークマリンピア神戸建替計画	神戸市垂水区海岸通 2169 番 1 ほか

(変更後)

名称	所在地
三井アウトレットパークマリンピア神戸	神戸市垂水区海岸通 12 番 2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
未定	未定	未定

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社シュテルン神戸西	兵庫県神戸市西区森友 4 丁目 81 番地の 2	代表取締役 西村 卓也

ヒューゴボスジャパン株式会社	東京都港区南青山5丁目2番1号	代表取締役 マシュー・ピーター・キーラン
ゴディバジャパン株式会社	東京都港区六本木3丁目2番1号	代表取締役 ジェローム・シュシャン
フルラジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号 神宮前タワービルディング	代表取締役 倉田 浩美
COLE HAAN JAPAN合同会社	東京都港区南青山3丁目1番34号	職務執行者 ローラ・ウィリアムズ・ケリー
アニエスベージャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前2丁目22番16号	代表取締役 ローラン・パトゥイエ
株式会社TSI	東京都港区赤坂8丁目5番27号	代表取締役 下地 毅
株式会社リベロワークス	岐阜県可児市桂ヶ丘1丁目136番地	代表取締役 原 洋二
カシオマーケティングアドバンス株式会社	東京都千代田区平河町2丁目4番12号	代表取締役 鈴木 裕之
株式会社ユナイテッドアローズ	東京都渋谷区神宮前3丁目28番1号	代表取締役 松崎 善則
株式会社ラコステジャパン	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	代表取締役 パスカル・センコフ
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目32番10号	運営責任者 クリストファー・モーラー
株式会社ビームス	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 設楽 洋
株式会社三陽商会	東京都新宿区四谷本塩町6番14号	代表取締役 大江 伸治
株式会社アーバンリサーチ	大阪府大阪市西区京町堀1丁目6番4号	代表取締役 竹村 圭祐
株式会社Francfranc	東京都港区北青山3丁目5番12号	代表取締役 水島 利英
株式会社成城石井	東京都世田谷区成城6丁目11番4号	代表取締役 後藤 勝基
リンツ&シュプルングリージャパン株式会社	東京都港区赤坂1丁目8番1号	代表取締役 福本 千秋

株式会社YORKYS ENTERTAINMENT	兵庫県神戸市中央区栄町通1丁目1 ー9	代表取締役 板倉 洋輔
株式会社ルピシアグル マン	北海道虻田郡ニセコ町字元町 436 番 地 2	代表取締役 水口 博喜
株式会社MTG	愛知県名古屋市中村区本陣通2丁目 32 番	代表取締役 松下 剛
内野株式会社	東京都中央区日本橋堀留町1丁目7 番 15 号	代表取締役 内野 孝信
フィスカースジャパン 株式会社	東京都千代田区二番町 11 番地 19	代表取締役 ジェフリーマイケ ルダゲット
サーモス株式会社	新潟県燕市吉田下中野 1435 番地	代表取締役 片岡 有二
BRUNO株式会社	東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー36階	代表取締役 塩田 徹
ツヴィリング J. A. ヘ ンケルスジャパン株式 会社	岐阜県関市肥田瀬 4064 番地	代表取締役 アンドリュー・ハン キンソン
フェイラージャパン株 式会社	東京都千代田区五番町 14 番地	代表取締役 八木 直久
Le Creuset J a p o n株式会社	東京都港区麻布台2丁目2番9号 ル・クルーゼ	代表取締役 シャンタル・ラシェ ル・ヘバート
ベネリック株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目9 番地	代表取締役 横山 武
株式会社ベイクルーズ	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 窪田 祐
合同会社PVHジャパ ン	東京都千代田区内幸町2丁目1番6 号日比谷パークフロント16階	職務執行者 ラジーブ・シャルマ
ラルフローレン合同会 社	東京都渋谷区神宮前4丁目 25 番 15 号	代表取締役 ジェイ・キンプトン
株式会社ジョイックス コーポレーション	東京都千代田区隼町3番16号	代表取締役 塩川 弘晃
タペストリー・ジャパ ン合同会社	東京都港区六本木6丁目10番1号六 本木ヒルズ森タワー	職務執行者 デイヴィッド・ハワ ード
エース株式会社	大阪府大阪市中央区博労町4丁目5 番2号	代表取締役 森下 宏明

株式会社PORTOM	兵庫県神戸市中央区海岸通1丁目2番19号	代表取締役 中野 智之
株式会社リーガルコーポレーション	千葉県浦安市日の出2丁目1番8号	代表取締役 青野 元一
株式会社ダイドーフワード	東京都千代田区外神田3丁目1番16号	代表取締役 成瀬 功一郎
株式会社カイトックトレーディング	岡山県岡山市北区昭和町3番12号	代表取締役 赤木 政一
セイコーリテールマーケティング株式会社	東京都中央区八丁堀3丁目1番9号	代表取締役 清水 浩史
M o t h e r ' s I n d u s t r y株式会社	大阪府大阪市西区北堀江1丁目12番10号	代表取締役 笹野 信明
株式会社ワコール	京都府京都市南区吉祥院中島町29番地	代表取締役 川西 啓介
株式会社アルページュ	東京都港区北青山2丁目5番8号青山OM-SQUARE5F	代表取締役 野口 麻衣子
株式会社ノーリーズ	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号	代表取締役 山田 則幸
株式会社マッシュライフラボ	東京都千代田区麹町5丁目7番地1	代表取締役 近藤 広幸
株式会社ビショップ	兵庫県神戸市中央区浪花町59番地	代表取締役 森 威
サムソナイト・ジャパン株式会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号エフ・ニッセイ恵比寿ビル5階	代表取締役 造田 博之
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地5丁目6番4号	代表取締役 アンドリュー・ブバラ
ディーゼルジャパン株式会社	大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号	代表取締役 高實 康誠
株式会社ツヅキ	千葉県柏市柏344番地2	代表取締役 都築 宏一郎
トゥミジャパン合同会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号エフ・ニッセイ恵比寿ビル5階	職務執行者 造田 博之
株式会社パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町3丁目6番1号	代表取締役 松尾 勇
株式会社グループセブジャパン	東京都港区南青山1丁目1番1号	代表取締役 ジュリアン・メジャー

株式会社DOT ONE	東京都渋谷区神宮前2丁目 34 番 17 号住友不動産原宿ビル 20F	代表取締役 藤井 亮輔
Michael Kors Japan 合同会社	東京都港区南青山1丁目2番6号	代表取締役 山崎 大輔
プーマジャパン株式会社	東京都品川区大崎2丁目1番1号	代表取締役 井上 緑斎
株式会社ダブルエー	東京都渋谷区恵比寿1丁目 20 番 18 号	代表取締役 肖 俊偉
株式会社ラウンドアバウト	大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目 6 番 21 号	代表取締役 品川 正幸
株式会社ワールドストアパートナーズ	東京都港区北青山3丁目5番10号	代表取締役 尾関 修司
リーバイ・ストラウスジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目 16 番 12 号	代表取締役 ディビッド・ハマテイ
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目 11 番 5 号	代表取締役 野口 実
キャロウェイゴルフ株式会社	東京都港区白金台5丁目 12 番 7 号M G 白金台ビル	代表取締役 庄司 明久
V F ジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前2丁目 34 番 17 号住友不動産原宿ビル 12 階	代表取締役 ミッチェル・フォン・ウィテイカー
株式会社ニューバランスジャパン	東京都千代田区神田神保町1丁目 105 番地	代表取締役 久保田 伸一
アディダスジャパン株式会社	東京都港区六本木1丁目9番10号アークヒルズ仙石山森タワー	代表取締役 萩尾 孝平
株式会社ドーム	東京都江東区有明1丁目3番33号	代表取締役 北島 義典
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町2番8号	代表取締役 阿部 和則
株式会社スタイリングライフ・ホールディングス	東京都新宿区北新宿2丁目 21 番 1 号	代表取締役 北村 博之
株式会社ベベ	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目 8 番 2	代表取締役 卜部 正寿
株式会社イング	兵庫県神戸市中央区港島南町4丁目 6 番 2	代表取締役 向井 孝司
株式会社カプコン	大阪府大阪市中央区内平野町3丁目 1 番 3 号	代表取締役 辻本 春弘

クラークスジャパン株式会社	東京都港区南青山3丁目11番13号	代表取締役 ポール・アントニー・ウェイクフィールド
株式会社サードシップ	岡山県岡山市北区野田5丁目2-7	代表取締役 白石 智
グンゼ株式会社	大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号	代表取締役 佐口 敏康
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形1丁目12番3号	代表取締役 菅沼 裕一
株式会社メンズ・ビギ	東京都渋谷区南平台町17番12号	代表取締役 清水 英幸
ルックスオティカジャパン株式会社	東京都千代田区二番町4番地5住友不動産二番町ファーストビル7階	代表取締役 山崎 真也
株式会社I-ne	大阪府大阪市中央区南久宝寺町4丁目1番2号	代表取締役 大西 洋平
ナイキジャパングループ合同会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	代表取締役 小林 哲二
昭和西川株式会社	東京都中央区日本橋1丁目1番7号	代表取締役 齊藤 淨一
プレミアアンチエイジング株式会社	東京都港区虎ノ門2丁目6番1号虎ノ門ヒルズステーションタワー	代表取締役 松浦 清
株式会社コロンビアスポーツウェアジャパン	東京都新宿区新宿6丁目27番30号	代表取締役 ラッザリ・マッスィモ
アシックスジャパン株式会社	東京都江東区新砂3丁目1番18号	代表取締役 阿部 雅
福助株式会社	東京都江東区青海2丁目4番24号	代表取締役 坂本 友哉
有限会社ケイ・アール・エス	大阪府大阪市西区靱本町2丁目7番6号	代表取締役 栗原 亮
シチズンリテイルプランニング株式会社	東京都新宿区百人町2丁目27番7号	代表取締役 瀧澤 誠
株式会社アウトイングスペース	大阪府大阪市住之江区中加賀屋4丁目4番18号	代表取締役 柴田 茂樹
株式会社ナイスクラブ	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号	代表取締役 井上 隆太
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 木村 治

株式会社ベリテ	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目33番8号	代表取締役 ジャベリ・アルパ ン・キルティクマー ル
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園2丁目4番1号	代表取締役 國京 紘宇
株式会社F.O.インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通7丁目1番5号	代表取締役 秦 英貴
株式会社マーキーズ	大阪府堺市堺区出島海岸通2丁3番13号	代表取締役 廣畑 正行
株式会社ジンス	群馬県前橋市川原町2丁目26番地4	代表取締役 田中 仁
株式会社ジュン	東京都港区南青山2丁目26番1号	代表取締役 佐々木 進
セルレ株式会社	大阪府大阪市北区豊崎3丁目19番3号	代表取締役 谷村 真一
テンピュール・シーリー・ジャパン有限会社	兵庫県神戸市中央区伊藤町119	代表取締役 バスカールラオ
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	代表取締役 富澤 昌宏
ソックコウベ株式会社	兵庫県神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地	代表取締役 日ノ本 欽也
デサントジャパン株式会社	大阪府大阪市浪速区湊町1丁目2番3号マルイト難波ビル13階	代表取締役 嶋田 剛
株式会社K a n k o u	愛知県名古屋市中区金山1丁目13番地6号	代表取締役 御代川 由尚
ヘインズブランドズジャパン株式会社	東京都新宿区信濃町35番地信濃町煉瓦館3階	代表取締役 及川 洋一
テラーメイドゴルフ株式会社	東京都江東区青海2丁目4番24号	代表取締役 比留間 育洋
株式会社ニコル	東京都渋谷区東1丁目32番12号渋谷プロパティータワー3階	代表取締役 木野村 尚孝
ボードライダーズジャパン合同会社	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号京セラ原宿ビル	職務執行者 サミー ユー
株式会社ローカルモーションジャパン	東京都千代田区神田佐久間町3丁目16番地5	代表取締役 中山 剛
株式会社三峰	東京都新宿区新宿3丁目22番7号	代表取締役 川村 益充

イー・ジーニング株式会社	東京都品川区上大崎2丁目24番9号 アイケイビルディング2F	代表取締役 俵 修一
株式会社ベルカディア	奈良県奈良市高畑町1200番地の9	代表取締役 辰野 勇
株式会社クリエイティブヨーコ	長野県長野市大字高田667番地16	代表取締役 北原 武幸

- 3 変更の年月日
令和6年11月22日
- 4 変更の理由
2(1)については、施設名称、所在地が確定したため
2(2)については、小売業者が確定したため
- 5 届出年月日
令和7年5月21日
- 6 縦覧期間
令和7年8月26日から令和7年12月26日まで
- 7 縦覧場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年8月26日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NMF神戸名谷ビル

神戸市須磨区西落合1丁目2番2

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	代表取締役 長島 巖

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	代表取締役 窪田 博

3 変更の年月日

令和7年4月1日

4 変更の理由

役員異動のため

5 届出年月日

令和7年5月19日

6 縦覧期間

令和7年8月26日から令和7年12月26日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年8月26日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンつくしが丘店

神戸市北区筑紫が丘3丁目2番10号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1	代表取締役 村井 正平

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1	代表取締役 古澤 康之

3 変更の年月日

令和7年3月1日

4 変更の理由

小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日

令和7年5月8日

6 縦覧期間

令和7年8月26日から令和7年12月26日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年8月26日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

G－7モール北神戸

神戸市北区上津台9丁目1番7

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	所在地
(仮称) G－7モール上津台	神戸市北区上津台9丁目1番7

(変更後)

名称	所在地
G－7モール北神戸	神戸市北区上津台9丁目1番7

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社G－7ホールディングス	神戸市須磨区弥栄台3丁目1番地の6	代表取締役 木下 守

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社G－7ホールディングス	神戸市須磨区弥栄台2丁目1番地の3	代表取締役 金田 達三

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	代表取締役 山田 昇
その他未定7店舗		

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	代表取締役 上野 善紀

3 変更の年月日

- (1) 平成27年4月24日
- (2) 住所については令和3年4月1日、代表者については平成28年6月29日
- (3) 令和2年10月1日

4 変更の理由

- (1) 正式名称決定のため
- (2) 住所、代表者の変更のため
- (3) 持株会社体制移行に伴う事業継承のため

5 届出年月日

令和7年2月7日

6 縦覧期間

令和7年8月26日から令和7年12月26日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年8月26日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クロスモール須磨

神戸市須磨区多井畑字池ノ奥上5番1の一部 外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	代表取締役 横山 英昭
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	代表取締役 横山 英昭
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 細川 裕一郎

3 変更の年月日

株式会社コスモス薬品は令和5年9月5日

株式会社関西ケーズデンキは令和7年6月30日

4 変更の理由

株式会社コスモス薬品は住所変更のため

株式会社関西ケーズデンキは代表者変更のため

5 届出年月日

令和7年8月6日

6 縦覧期間

令和7年8月26日から令和7年12月26日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年8月26日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ソレイユ西代

神戸市長田区御屋敷通3丁目1番47号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
山陽電気鉄道株式会社	神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号	代表取締役社長 上門 一裕

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
山陽電気鉄道株式会社	神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号	代表取締役社長 伊東 正博

3 変更の年月日

令和7年6月18日

4 変更の理由

建物設置者の代表者名変更のため

5 届出年月日

令和7年7月17日

6 縦覧期間

令和7年8月26日から令和7年12月26日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年8月26日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤルホームセンター伊川谷
神戸市西区前開南町1丁目1番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社デザインアーク	大阪市西区阿波座1丁目5番16号	代表取締役 辰巳 嘉一

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社デザインアーク	大阪市西区阿波座1丁目5番16号	代表取締役 三原 康展

3 変更の年月日

令和7年4月1日

4 変更の理由

設置者の代表者が交代したため

5 届出年月日

令和7年5月28日

6 縦覧期間

令和7年8月26日から令和7年12月26日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 区域変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
王子公園	灘区王子町2丁目、3丁目 灘区青谷町1丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	一部廃止

(2)公園の区域変更年月日

令和7年9月1日

令和7年8月26日 神戸市公報第3925号

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和7年8月26日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R7-2号	令和7年7月31日	神戸市中央区神戸空港1及び8番1の一部	452.00	15.0

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
竹の台4丁目地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区竹の台4丁目1番地の2 他
- 3 縦覧期間
令和7年8月26日から同年9月24日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

令和7年8月26日 神戸市公報第3925号

神戸市公告

平成27年8月21日付けで締結した高尾台・水野町地区まちづくり協定を令和7年8月21日付けで更新締結したので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第9条第4項において準用する同条第3項の規定により公告します。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年8月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区伊川谷町有瀬字古苗代1348番1、1348番2、1348番3、1348番4、
1348番5、1348番6、1350番1、1350番3、1350番4、1351番、1352番2、
1353番2、1357番1、1357番3、1351番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
株式会社 コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
- 3 許可番号
令和7年3月24日 第8238号
（変更許可 令和7年7月29日 第2232号）

神戸市水道告示第 14 号

公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定（昭和 47 年 11 月神戸市水道告示第 6 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

令和 7 年 8 月 26 日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

収納取扱金融機関の株式会社 S M B C 信託銀行の項の次に次のように加える。

楽天銀行 株式会社	全国（ただし、口座振替のみ）
-----------	----------------

採用の選考に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月13日

神戸市人事委員会
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第1号

採用の選考に関する規則等の一部を改正する規則

(採用の選考に関する規則)

第1条 採用の選考に関する規則（昭和31年3月人委規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
第1条、第2条 [略]				第1条、第2条 [略]			
附 則				附 則			
別表				別表			
(その1) [略]				(その1) [略]			
(その2) [略]				(その2) [略]			
(その3)				(その3)			
番号	職 (甲)		資格要件 (乙)	番号	職 (甲)		資格要件 (乙)
	職務の内容	職種名			職務の内容	職種名	

1 ～ 31	[略]	[略]	[略]	1 ～ 31	[略]	[略]	[略]
32	動物専門職	一	1 次の各号の一に該当するものであること。 (1) 大学、高等専門学校又は専修学校において、動物に関連する課程を修めて卒業した者。 (2) 高等学校卒業以上の学歴を有し、つこうとする職の職務を有効に遂行できると認められる者。 2 必要に応じて行う筆記考査、口頭試問等に合格すること。				

(労務職員採用の選考に関する規則)

第2条 労務職員採用の選考に関する規則（平成4年10月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表			別表		
項	職	資格要件	項	職	資格要件
1	[略]	[略]	1	[略]	[略]
2	調理員 防疫手 営繕工 環境技術手 機械操作手 衛生業務手 病院業務員 土木工手 建設技術手 高速鉄道車掌 駅掌 保線技士 電気機械技士 業務職員 守衛 更生業務員 施設管理員 管理員	(1) 年齢18歳以上35歳未満（ただし、高速鉄道車掌及び駅掌については27歳未満）の者であること。 (2) 必要に応じて行う筆記検査又は実地検査に合格すること。	2	調理員 防疫手 営繕工 環境技術手 機械操作手 衛生業務手 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 高速鉄道車掌 駅掌 保線技士 電気機械技士 業務職員 守衛 更生業務員 施設管理員 管理員	(1) 年齢18歳以上35歳未満（ただし、高速鉄道車掌及び駅掌については27歳未満）の者であること。 (2) 必要に応じて行う筆記検査又は実地検査に合格すること。
3	助手（電工 防疫手 営繕工 機械操作手 衛生業務手 病院業務員 土木工手 建設技術手 施設管理員 管理員の助手に限る。）	(1) 年齢15歳以上18歳未満の者であること。 (2) 電工助手については、採用後の修習訓練により適当な期間内に職に必要な技能等を取得するに至る見込みが確実な者であること。 (3) 必要に応じて行う筆記検査又は実地検査に合格すること。	3	助手（電工 防疫手 営繕工 機械操作手 衛生業務手 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 施設管理員 管理員の助手に限る。）	(1) 年齢15歳以上18歳未満の者であること。 (2) 電工助手については、採用後の修習訓練により適当な期間内に職に必要な技能等を取得するに至る見込みが確実な者であること。 (3) 必要に応じて行う筆記検査又は実地検査に合格すること。
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。